

国立大学法人旭川医科大学会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学会計規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学会計規程（平成16年旭医大達第152号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
（略） （予算単位及び予算責任者） 第8条 予算単位とは、本学の予算の執行を行う単位である。 2 前項の予算単位ごとに予算責任者を置く。 3 副学長（財務担当）を、予算総括責任者とする。 4 事務局次長（総務・教務担当）及び事務局次長（<u>財務</u>・病院担当）を、分任予算総括責任者とする。 5 本学の予算単位並びに予算責任者及び分任予算総括責任者が所掌する予算単位は、別に定めるとおりとする。 6 予算責任者に事故があるときは、学長が指名した者がその職務を代行する。 （略） （経理単位及び経理責任者） 第20条 経理単位とは、経理事務を処理する単位である。 2 前項の経理単位ごとに経理責任者を置く。 3 本学の経理単位並びに経理責任者及び経理単位が所掌する予算単	（略） （予算単位及び予算責任者） 第8条 予算単位とは、本学の予算の執行を行う単位である。 2 前項の予算単位ごとに予算責任者を置く。 3 副学長（財務担当）を、予算総括責任者とする。 4 事務局次長（総務・教務担当）及び事務局次長（病院担当）を、分任予算総括責任者とする。 5 本学の予算単位並びに予算責任者及び分任予算総括責任者が所掌する予算単位は、別に定めるとおりとする。 6 予算責任者に事故があるときは、学長が指名した者がその職務を代行する。 （略） （経理単位及び経理責任者） 第20条 経理単位とは、経理事務を処理する単位である。 2 前項の経理単位ごとに経理責任者を置く。 3 本学の経理単位並びに経理責任者及び経理単位が所掌する予算単

位は、別に定めるとおりとする。

- 4 事務局次長（財務・病院担当）を、経理総括責任者とする。
- 5 事務局次長（総務・教務担当）を、分任経理総括責任者とする。
- 6 経理責任者は、業務の一部を別の職員に行わせることができる。
- 7 経理責任者に事故があるときは、学長が指名した者がその職務を代理する。

（略）

附 則

この規程は、令和8年8月31日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和8年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

位は、別に定めるとおりとする。

- 4 事務局次長（総務・教務担当）を、経理総括責任者とする。
- 5 事務局次長（病院担当）を、分任経理総括責任者とする。
- 6 経理責任者は、業務の一部を別の職員に行わせることができる。
- 7 経理責任者に事故があるときは、学長が指名した者がその職務を代理する。

（略）